

第88回東京都港湾審議会資料

(案)

東京港港湾計画書

— 改 訂 —

平成 26 年 9 月

東京港港湾管理者
東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成17年12月 第76回東京都港湾審議会

平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

平成18年12月 第77回東京都港湾審議会

平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会

平成19年12月 第78回東京都港湾審議会

平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会

平成20年12月 第80回東京都港湾審議会

平成21年 5月 第81回東京都港湾審議会

平成21年 7月 交通政策審議会第35回港湾分科会

平成22年 2月 第82回東京都港湾審議会

平成23年11月 第84回東京都港湾審議会

平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会

平成24年11月 第85回東京都港湾審議会

平成25年11月 第86回東京都港湾審議会

平成26年 4月 第87回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	旅客船埠頭計画	16
3	木材取扱施設計画	19
4	専用埠頭計画	20
5	水域施設計画	21
6	外郭施設計画	25
7	小型船だまり計画	26
8	臨港交通施設計画	28
IV	港湾の環境の整備及び保全	30
1	自然的環境を整備又は保全する区域	30
2	廃棄物処理計画	31
3	港湾環境整備施設計画	32

V	土地造成及び土地利用計画	34
1	土地造成計画	34
2	土地利用計画	35
3	海浜計画	36
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	37
VII	その他重要事項	40
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設	40
2	大規模地震対策施設	42
3	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	46

I 港湾計画の方針

国際戦略港湾・京浜港の一翼を担う東京港は、首都圏 4,000 万人の人口を背後に擁し、国内最多の外貿コンテナ取扱個数を誇る我が国屈指の国際貿易港である。

東京港から輸出される貨物は、産業機械や自動車部品・電気機械等の高付加価値製品が過半を占めるなど、東京港は、我が国の産業活動を支える重要なインフラである。

また、食料品、衣類、日用雑貨など、首都圏に住む人々が消費する生活関連物資を迅速、安全かつ確実に調達しており、首都圏の日常生活を支える港としても、極めて重要な役割を担っている。

一方、世界の物流動向に目を向けると、東アジアを中心に急増する貨物需要を背景に、輸送の効率化を図るため、コンテナ船の大型化や寄港地の集約化が進んでいる。製造業における更なる国際分業の進展や、今後、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の発効による経済状況の変化も予想される。

こうした激しい変化の中、京浜港が一体となり、我が国と欧州、北米等を結ぶ基幹航路や、アジアを結ぶアジア航路の多方面・多頻度サービスの充実を目指し、京浜港を構成する三港それぞれの特性を踏まえるとともに、港湾管理者が国とも連携し、民の視点の導入等による効率的な港湾運営を実現するなど、京浜港の共通の考え方に基づいて港湾計画を改訂することとした。

東京港が我が国のメインポートの一つとして、今後も選択され続けるためには、港湾施設の充実及びサービスの向上により、より使いやすい港へと変革させていく必要がある。

これまでの埠頭整備は、沖合展開に始まり、近年では限られた空間を更に効率的に利用するため、供用しながら大井ふ頭の再整備を実現させるなど、増加する貨物需要に対応して

きた。今後は、これまで以上に施設の新規整備を積極的に推進し、それを種地として既存埠頭の再編・高度化を進める。

また、円滑な交通ネットワークの確保やロジスティクス機能の強化を図り、総合的な物流の効率化を進める。

あわせて、利便性の向上や港湾コストの削減等を進めることで、東京港の更なる国際競争力の強化を図り、欧米との国際基幹航路はもとより、輸出入の太宗を占めるアジア地域との航路の拡充を図っていく。

また、東京港は、業務、商業、居住、観光、交流などの都市機能を有するとともに、その背後には我が国の政治、経済、情報などの機能が高度に集積した東京都心部が連なっている。この優位性を活かして国際会議の誘致、観光振興等の取組を推進し、世界に東京の魅力を発信していくことが求められている。このため、臨海副都心で、MICE・国際観光拠点化を進めるとともに、新たに大型クルーズ客船埠頭を整備し、世界中の人が訪れる魅力あるみなと・まちづくりを展開していく。

こうした都市機能と物流とが円滑に流れる動線の確保についても、今後とも配慮していく。

さらに、東京港では豊かな自然環境と共生するみなとづくりを進めるため、これまで親水空間の創出や自然環境の保全・再生に取り組んできた。今後も、この地域に住み、働く人々、また、訪れる都民や観光客など、全ての人々にとって重要な環境資産である緑地や水辺空間の魅力向上に取り組み、多様な生物の生息環境の改善を図るとともに、人とみなと・海とのつながりを取り戻す施策を進めていく。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、東京港の防災対策にも多くの教訓を与えた。大規模災害発生時においても、津波・高潮から都民を守り、緊急物資や被災者の円滑な輸送を確保し、首都圏経済活動の停滞を回避するための万全な対策を更に進め、また、今後の施設整備に当たっては、災害時

における施設の運用にも配慮した上で、防災力の向上を図っていく。さらに、施設が常に健全な状態で機能するよう、効率的、効果的な維持管理や施設改修を行っていく。

加えて、平成 25 年 9 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、臨海部には多数の競技会場が整備されることとなった。今後、大会の成功に向け万全の準備を進めるとともに、大会終了後は、臨海部を「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する『スポーツ都市東京』の実現」に寄与する地区として、将来に引き継いでいく。

これらの施策を連携させることにより、港湾機能と都市機能とが有機的に結合した「世界に誇る都市型総合港湾・東京港」の創造を目指し、平成 30 年代後半を目標年次として、港湾計画を改訂する。

多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性及び安全性の高い港湾空間を形成するため、以下のように利用する。

○ 物流機能ゾーン

内港地区西側の水域沿いや南部地区の東側及び南側、中部地区の南側、東部地区の西側、中央防波堤地区の西側は、ガントリークレーンによる荷役作業など、港湾を象徴するダイナミックな活動エリアであり、港湾施設及び物流施設の利用に供する物流機能ゾーンとする。

○ 都市機能ゾーン

内港地区の西側の陸域及び東側や中部地区の北側等は、業務・商業・居住機能に加え、新たに観光・交流の機能を発信する都市機能ゾーンとする。

○ 環境機能ゾーン

南部地区の南北にわたる運河沿いを中心とした区域や中部地区の北側水域沿い、東部地区の東側及び北側、中央防波堤地区の東側、羽田地区の東側水域沿い、葛西沖地区は、人や生物に優しい環境整備を図るとともに、人とみなと・海とのつながりを再生する環境機能ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次（平成 30 年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取扱貨物量	外貿 （うち外貿コンテナ）	6,880 万トン （6,620 万トン[560 万 TEU]）
	内貿 （うちフェリー） （うちユニット貨物） （うち内貿コンテナ）	3,950 万トン （710 万トン） （1,240 万トン） （370 万トン[50 万 TEU]）
	合計 （うちコンテナ取扱個数）	10,830 万トン （610 万 TEU）
船舶乗降旅客数		700 万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1—1 内港地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

増加するアジア貨物に対応するため、コンテナ貨物を取り扱う外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

(品川ふ頭)

水深 11 m 岸壁 2 バース 延長 550 m
(コンテナ船用) [既設の変更計画] S6～S7
埠頭用地 10 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設の変更計画]

既設

水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 435 m
(コンテナ船用) S6～S7
埠頭用地 8 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(2) 内貿ユニットロード埠頭計画

内港海運における貨物動向を踏まえ、内貿ユニットロード埠頭を次のとおり計画する。

(品川ふ頭)

水深 8.5 m 岸壁 2 バース 延長 460 m
(RORO 船用) [既設] (工事中を含む。) S1~S2
水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 230 m
(RORO 船用) [既設] S3
水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 166 m
(RORO 船用) [既設の変更計画] S4
埠頭用地 15 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設の変更計画]

既設

水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 230 m
(RORO 船用) S4

埠頭用地 4 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(3) 外貿埠頭計画

外貿コンテナ船、外貿RORO船等、多目的に利用可能な公共埠頭を次のとおり計画する。

(品川ふ頭)

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 195 m
[既設の変更計画] S5
埠頭用地 4 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設の変更計画]

既設
水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 230 m
(RORO船用) S5
埠頭用地 4 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

1—2 南部地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ船の大型化に対応する高規格コンテナターミナルを形成するとともに、国際フィーダー航路による集貨を図るために外内貿コンテナを一体的に取り扱い、国際競争力の強化を図る。

(大井ふ頭その1)

水深15～16m 岸壁7バース 延長2,354m

(コンテナ船用) [既定計画]o1～o7

水深15～16m 岸壁1バース 延長400m

(コンテナ船用) [既設・既定計画の変更計画]o8

埠頭用地139ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設・既定計画の変更計画]

既設

水深12m 岸壁1バース 延長250m o9

既定計画

水深11m 岸壁1バース 延長200m o8

埠頭用地12ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(2) 内貿埠頭計画

砂・砂利等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

(大井ふ頭その2)

水深5m 岸壁2バース 延長160m

[既定計画]oo8～oo9

埠頭用地2ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設]

1—3 中部地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ船の大型化に対応する高規格コンテナターミナルを形成するとともに、国際フィーダー航路による集貨を図るために外内貿コンテナを一体的に取り扱い、国際競争力の強化を図る。

(13号地)

水深15～16m	岸壁2バース	延長700m
	(コンテナ船用)	[既定計画] A3～A4
水深15m	岸壁1バース	延長350m
	(コンテナ船用)	[既設] A2
水深13m	岸壁2バース	延長520m
	(コンテナ船用)	[既設] A0～A1

埠頭用地68ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設]

(2) 内貿ユニットロード埠頭計画

内港海運における貨物動向を踏まえ、内貿ユニットロード埠頭を次のとおり計画する。

(10号地その2)

水深9m	岸壁6バース	延長1,380m
	(RORO船用)	[既定計画] V1～V6

埠頭用地25ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち24ha 既設) [既定計画]

(3) 内貿埠頭計画

化学工業品等の内貿貨物及びフェリーに対応するため、多目的に利用可能な公共埠頭を次のとおり計画する。

(10号地その1)

水深8.5m 岸壁1バース 延長230m
[既定計画] MP2
埠頭用地1ha (荷さばき施設用地) [既定計画]

(10号地その2)

水深8.5m 岸壁1バース 延長260m
[既定計画] VA1
水深8.5m 岸壁1バース 延長270m
[既設] (工事中) VA2
埠頭用地14ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち13ha既設) [既定計画]

1—4 東部地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

増加するアジア貨物に対応するため、コンテナ貨物を取り扱う外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

(15号地)

水深11～12m 岸壁2バース 延長500m
(コンテナ船用) [新規計画] L2～L3
埠頭用地29ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[新規計画]

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設

水深9m 岸壁1バース 延長220m
(RORO船用) 旧L2

水深12m 岸壁2バース 延長480m 旧L3～L4

(2) 外貿埠頭計画

原木、製材等の木材関連貨物の取扱いが減少しているため、木材埠頭の規模を縮小し、外貿埠頭を次のとおり計画する。

(15号地)

水深12m 岸壁1バース 延長240m

[既設の変更計画] L1

埠頭用地24ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深9m 岸壁1バース 延長220m

(RORO船用) 旧L1

埠頭用地37ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

旧L1~L4

1—5 中央防波堤地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ船の大型化に対応する高規格コンテナターミナルを形成するとともに、国際フィーダー航路による集貨を図るために外内貿コンテナを一体的に取り扱い、国際競争力の強化を図る。

(中央防波堤外側)

水深 1.1 m	岸壁 1 バース	延長 230 m	
	(コンテナ船用)	[既設] (工事中)	Y1
水深 1.5 ~ 1.6 m	岸壁 1 バース	延長 400 m	
	(コンテナ船用)	[既設] (工事中)	Y2
水深 1.6 ~ 16.5 m	岸壁 1 バース	延長 400 m	
	(コンテナ船用)	[既定計画]	Y3
埠頭用地 58 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		
	(うち 53 ha 既設) [既定計画]		

(新海面処分場)

水深 1.6 ~ 16.5 m	岸壁 1 バース	延長 420 m	
	(コンテナ船用)	[既定計画]	Z1
埠頭用地 48 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		
	(うち 46 ha 工事中) [既定計画]		

(2) 外貿埠頭計画

将来的な貨物動向や利用者ニーズに迅速に対応するため、多目的な利用を想定する公共埠頭を次のとおり計画する。

(中央防波堤内側)

水深 1 2 m	岸壁 1 バース	延長 2 4 0 m	
			[既定計画] X6
埠頭用地 5 h a	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		
	(うち 3 h a 既設) [既定計画]		

2 旅客船埠頭計画

2-1 内港地区

海上交通の拠点として客船埠頭を中心とした、都民をはじめ、多くの人々が港を身近に感じることができる新たな交流空間を創出するため、離島航路や湾内クルーズに対応する旅客船埠頭を次のように計画する。

さらに、都民をはじめ、多くの人々が水とのふれあいの場に快適にアクセスできるよう、港内海上交通ネットワーク形成のため、小型栈橋等を次のとおり計画する。

(日の出ふ頭)

水深 7.5 m	岸壁 2 バース	延長 310 m
		[既定計画] D1~D2
埠頭用地 4 ha	(旅客施設用地及び荷さばき施設用地)	
	[既定計画]	

(晴海ふ頭)

小型栈橋	5 基	[既定計画]
埠頭用地	1 ha	(旅客施設用地) [既定計画]

(豊洲ふ頭)

小型栈橋	6 基	[既定計画]
埠頭用地	1 ha	(旅客施設用地) [既定計画]

船揚場	延長 10 m	[新規計画]
-----	---------	--------

2—2 南部地区・東部地区

都民をはじめ、多くの人々が水とのふれあいの場に快適にアクセスできるよう、港内海上交通ネットワーク形成のため、小型栈橋を次のとおり計画する。

南部地区

(大井ふ頭その1)

小型栈橋 1基 [既定計画]

(大井ふ頭その2)

小型栈橋 1基 [既定計画]

(京浜6区)

小型栈橋 1基 [既定計画]

東部地区

(7号地)

小型栈橋 1基 [既定計画]

(14号地その1)

小型栈橋 1基 [既定計画]

(15号地)

小型栈橋 1基 [既定計画]

2—3 中部地区

クルーズ客船の大型化に対応するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

また、都民をはじめ、多くの人々が水とのふれあいの場に快適にアクセスできるよう、港内海上交通ネットワーク形成のため、船揚場を次のとおり計画する。

(13号地)

水深	11.5 m	岸壁	1 バース	延長	430 m	
						[既定計画] AP1
埠頭用地	3 ha	(旅客施設用地)				[既定計画]
船揚場	延長	10 m				[新規計画]

3 木材取扱施設計画

3-1 東部地区

原木の輸入量が減少し、水面貯木場や係留施設の需要が低下したため、木材取扱施設を次のとおり計画する。

水深 9 m ドルフィン 2 バース [新規計画]
水面整理場 水深 2.5 m 面積 1 h a [新規計画]
1 2 号地水面整理場防波堤 延長 5 0 0 m [新規計画]

なお、これに伴い、次の既設の施設を撤去及び廃止する。

既設

水深 1 0 m ドルフィン 5 バース
水深 7.5 m 係船浮標 2 バース 3 基
水面貯木場 水深 2.5 m 面積 5 6 h a
水面整理場 水深 2.5 m 面積 1 8 h a
水面整理場 水深 7.5 m 面積 3 9 h a
旧 1 2 号地水面整理場防波堤 延長 4 3 0 m

4 専用埠頭計画

4-1 内港地区

水産物等を取り扱う専用埠頭を次のとおり計画する。

(豊洲ふ頭)

水深 8 m 岸壁 1 バース 延長 200 m [既定計画] T1

官庁船の専用埠頭を次のとおり計画する。

(豊洲ふ頭)

水深 8 m ドルフィン 1 バース [既定計画] T2

4-2 中部地区

官庁船の専用埠頭を次のとおり計画する。

(13号地)

次の既設の施設を撤去する。 [既定計画]

[既設		
	水深 7 m	ドルフィン 2 バース	R2~R3

4-3 中央防波堤地区

セメントを取り扱う専用埠頭を次のとおり計画する。

(中央防波堤内側)

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 200 m [既定計画] X7

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応するため、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

第一航路

水深 16 ~ 16.5 m 幅員 600 ~ 740 m
[既定計画]

水深 15 ~ 16 m 幅員 600 ~ 700 m
[既定計画]

5-2 泊地

内港地区

水深 11 m 面積 3 ha [新規計画]

南部地区

水深 15 ~ 16 m 面積 1.2 ha [既定計画]

水深 15 ~ 16 m 面積 2 ha [既設の変更計画]

水深 12 m 面積 2 ha [既設の変更計画]

既設

泊地 水深 12 m 面積 3 ha

泊地 水深 11 m 面積 1 ha

航路・泊地 水深 12 m 面積 1.1 ha

中部地区

水深 15 ~ 16 m 面積 4 ha [既定計画]

水深 11.5 m 面積 2 ha [既定計画]

水深 9 m 面積 8 ha [既定計画]

水深 8.5 m 面積 2 ha [既定計画]

水深 8.5 m 面積 2 ha [既定計画]

東部地区

水深 1 2 m	面積	2 h a	[既設の変更計画]
水深 1 2 m	面積	1 h a	[既設の変更計画]
水深 1 1 ~ 1 2 m	面積	3 h a	[既設の変更計画]
水深 9 m	面積	2 h a	[新規計画]

既設

泊地	水深 1 2 m	面積	4 h a
泊地	水深 9 m	面積	2 h a
航路・泊地	水深 1 2 m	面積	5 3 h a
航路・泊地	水深 1 0 m	面積	1 3 0 h a

中央防波堤地区

水深 1 6 ~ 1 6 . 5 m	面積	6 h a	[既定計画]
水深 1 5 ~ 1 6 m	面積	2 h a	[既設] (工事中)
水深 1 1 m	面積	1 h a	[既設] (工事中)

5—3 航路・泊地

内港地区

水深 1.1 m 面積 2.7 h a [新規計画]

南部地区

水深 1.5 ~ 1.6 m 面積 4 h a [既設の変更計画]

水深 1.2 m 面積 6 h a [既設の変更計画]

（既設
航路・泊地 水深 1.2 m 面積 1.1 h a ）

南部地区・中部地区

水深 1.5 ~ 1.6 m 面積 3.65 h a [既定計画]

中部地区

水深 1.1.5 m 面積 2.4 h a [既定計画]

水深 9 m 面積 9 h a [既定計画]

水深 8.5 m 面積 1.7 h a [既定計画]

水深 8.5 m 面積 2.5 h a [既定計画]

東部地区

水深 1.2 m 面積 7.8 h a [既設の変更計画]

水深 1.2 m 面積 3.8 h a [既設の変更計画]

水深 1.1 ~ 1.2 m 面積 1.1 h a [既設の変更計画]

水深 9 m 面積 3 h a [新規計画]

（既設
航路・泊地 水深 1.2 m 面積 5.3 h a
航路・泊地 水深 1.0 m 面積 1.30 h a
航路・泊地 水深 9 m 面積 1.5 h a ）

中央防波堤地区

水深 9 m	面積	1 3 h a	
			[既定計画の変更計画]
水深 1 2 m	面積	1 5 h a	[既定計画]
水深 1 1 m	面積	7 h a	[既設] (工事中)
水深 1 5 ~ 1 6 m	面積	1 7 h a	[既設] (工事中)
水深 1 6 ~ 1 6 . 5 m	面積	1 0 9 h a	[既定計画]
既定計画			
水深 9 m	面積	1 4 h a	

6 外郭施設計画

港内の静穏度及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

6—1 防波堤

沖防波堤	延長 200 m	[既定計画]
------	----------	--------

7 小型船だまり計画

7-1 南部地区

小型油槽船等を係留するための小型船だまりの静穏度を確保するため、防波堤を次のとおり計画する。

(大井ふ頭その1)

防波堤 延長 70 m (うち 40 m 既設) [既定計画]

(大井ふ頭その2)

防波堤 延長 80 m [既定計画]

7-2 中部地区

タグボート、官庁船及びはしけを係留するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

(13号地)

泊地 水深 4 ~ 5 m [既定計画]

防波堤 (1) 延長 260 m [既定計画]

防波堤 (2) 延長 635 m [既定計画]

小型栈橋 2 基 [既定計画]

小型栈橋 3 基 [新規計画]

なお、これに伴い、次の既設の施設を撤去する。

(既設
小型栈橋 1 基)

7—3 中央防波堤地区

タグボートを係留するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

(中央防波堤外側)

小型栈橋 1基

[既定計画]

8 臨港交通施設計画

各地区の埠頭計画にあわせて、港湾における交通の円滑化を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

8—1 道路

臨港道路	中防内 1 号線 [既定計画・既設] 起点 臨港道路青海縦貫線 終点 中央防波堤内側埋立地	4 車線
臨港道路	中防内 3 号線 [既定計画] 起点 臨港道路青海縦貫線 終点 臨港道路中防内 5 号線	4 車線
臨港道路	中防内 4 号線 [既定計画] 起点 臨港道路中防内 3 号線 終点 臨港道路中防内 1 号線	4 車線
臨港道路	中防内 5 号線 [既定計画] 起点 臨港道路東京港臨海道路 終点 臨港道路中防内 1 号線	4 車線
臨港道路	中防外 1 号線 [既定計画] (工事中を含む。) 起点 臨港道路東京港臨海道路 終点 新海面処分場埋立地	6 車線
臨港道路	中防外 2 号線 [既定計画] 起点 臨港道路東京港臨海道路 終点 新海面処分場埋立地	6 車線

臨港道路	中防外 3 号線 [既定計画] 起点 臨港道路中防外 1 号線 終点 臨港道路中防外 2 号線 6 車線
臨港道路	中防外 4 号線 [既定計画] 起点 臨港道路中防外 1 号線 終点 臨港道路中防外 2 号線 6 車線
臨港道路	中防外 5 号線 [既定計画] 起点 臨港道路東京港臨海道路 終点 臨港道路中防外 3 号線 6 車線
臨港道路	中防外 6 号線 [既定計画] 起点 臨港道路中防外 3 号線 終点 臨港道路中防外 4 号線 6 車線
臨港道路	城南島・大井 2 号線 [既定計画] 起点 臨港道路東京港臨海道路 終点 臨海道路大井ふ頭その 1 線 6 車線
臨港道路	大井 2 号線 [既定計画] 起点 国道 3 5 7 号 終点 臨海道路大井ふ頭その 1 線 4 ～ 6 車線
臨港道路	南北線 [既定計画] 起点 臨港道路有明ふ頭連絡線 終点 臨港道路中防内 5 号線 4 車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

(1) 良好な景観を形成する区域

東京港は、多くのコンテナ船や旅客船が入港するとともに、東京国際空港に国内外の航空機が多数離発着する首都圏のゲートウェイ（玄関口）となっている。

東京港の港口に位置し、今後新たに開発される中央防波堤地区において、船舶及び航空機からの視点場や「海の森」との調和に配慮した港湾景観の形成を進めていくため、良好な景観を形成する区域を次のとおり計画する。

[良好な景観を形成する区域]

中央防波堤地区（海面処分用地を除く。）において良好な景観を形成する区域を定める。[既定計画]

なお、既に良好な景観が形成されている地域については、その保全に努めていくとともに、港内の老朽化した施設等の再整備に当たっては、周辺地域との調和等、景観に十分配慮していく。

2 廃棄物処理計画

過密化した東京の内陸部では、廃棄物最終処分場の確保が困難であるため、循環利用できない廃棄物等を適正に処分する廃棄物海面処分場を次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

中央防波堤地区

海面処分用地 2 4 5 h a [既定計画]

なお、廃棄物海面処分場の整備は、港湾にとって貴重な水面の埋立であることから、良質なしゅんせつ土の有効活用、廃棄物の減量化等を行い、処分場の延命化に努めていく。

3 港湾環境整備施設計画

3-1 自然環境の保全再生

内港地区、南部地区及び中央防波堤地区の緑地の配置の見直しと併せて、中央防波堤外側及び新海面処分場に自然環境の保全・再生に寄与する連続的な緑地空間を確保するため、緑地を次のとおり計画する。

内港地区	緑地	22ha	(うち15ha工事中)	[既定計画]	
(既定計画)	内港地区	緑地	24ha)	
南部地区	緑地	14ha	(うち5ha工事中)	[既定計画の変更計画]	
(既定計画)	南部地区	緑地	19ha	(うち5ha工事中))
中部地区	緑地	9ha	[既定計画の変更計画])	
(既定計画)	中部地区	緑地	8ha)	
東部地区	緑地	26ha	(うち25ha工事中)	[既定計画]	
中央防波堤地区	緑地	184ha	(うち86ha工事中)	[既定計画の変更計画]	
(既定計画)	中央防波堤地区	緑地	149ha	(うち86ha工事中))

3—2 多様な生物の生息環境の創出

東京港の水域環境の保全・再生を図るとともに、水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、海浜を次のとおり計画する。

南部地区	海浜	3, 200 m	[既定計画の変更計画]
既定計画 南部地区	海浜	850 m)
東部地区	海浜	520 m	[既定計画]
中央防波堤地区	海浜	400 m	[新規計画]

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画及び海浜計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱 施設用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	海面処分場 用地	合計
内港 地区	(3) 3		(3) 3					(2) 2			(7) 7
南部 地区		(22) 22				(1) 1		(1) 1			(23) 23
中部 地区	(1) 1										(1) 1
東部 地区	(29) 29										(29) 29
中央 防波堤 地区	(2) 2	(2) 2								(245) 245	(249) 249
合計	(34) 34	(23) 23	(3) 3			(1) 1		(3) 3		(245) 245	(308) 308

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱 施設用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	海面処分場 用地	合計
内港 地区	(57) 57	(73) 73	(13) 13	(11) 11		(5) 29		(31) 35	(3) 3		(192) 373
南部 地区	(156) 156	(232) 232		(126) 126		(38) 287		(107) 149	(37) 37		(697) 1,139
中部 地区	(147) 147	(93) 93	(50) 50	(29) 29		(44) 135		(49) 114			(412) 761
東部 地区	(72) 72	(229) 229	(16) 16	(44) 44		(16) 92	(6) 6	(127) 185	(17) 17		(526) 726
中央 防波堤 地区	(147) 147	(212) 212		(17) 17		(76) 102		(184) 210	(46) 46	(245) 245	(926) 996
羽田 地区						977					977
合計	(579) 579	(839) 839	(79) 79	(227) 227		(179) 1,622	(6) 6	(498) 693	(103) 103	(245) 245	(2,753) 4,972

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と合わない。

3 海浜計画

(単位：m)

地区名	海 浜
南部地区	(3,200) 3,200
東部地区	(520) 520
中央防波堤 地区	(400) 400
合計	(4,120) 4,120

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

既定計画

(単位：m)

地区名	海 浜
南部地区	(850) 850
東部地区	(520) 520
中央防波堤 地区	(0) 0
合計	(1,370) 1,370

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

コンテナ船及びRORO船により運送される貨物を取り扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

内港地区

(品川ふ頭)

水深 8.5 m	岸壁 2 バース	延長 460 m	
	(RORO船用) [既設] (工事中を含む。)		S1~S2
水深 8.5 m	岸壁 1 バース	延長 230 m	
	(RORO船用) [既設]		S3
水深 8.5 m	岸壁 1 バース	延長 166 m	
	(RORO船用) [既設の変更計画]		S4
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 195 m	
	(多目的用) [既設の変更計画]		S5
水深 11 m	岸壁 2 バース	延長 550 m	
	(コンテナ船用) [既設の変更計画]		S6~S7
埠頭用地 29 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		
	[既設の変更計画]		

南部地区

(大井ふ頭その1)

水深 15~16 m	岸壁 7 バース	延長 2,354 m	
	(コンテナ船用) [既定計画]		o1~o7
水深 15~16 m	岸壁 1 バース	延長 400 m	
	(コンテナ船用) [既設・既定計画の変更計画]		o8
埠頭用地 139 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		
	[既定計画の変更計画]		

中部地区

(10号地その2)

水深9m 岸壁6バース 延長1,380m
(RORO船用) [既定計画] V1~V6
埠頭用地25ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち24ha既設) [既定計画]

(13号地)

水深13m 岸壁2バース 延長520m
(コンテナ船用) [既設] A0~A1
水深15m 岸壁1バース 延長350m
(コンテナ船用) [既設] A2
水深15~16m 岸壁2バース 延長700m
(コンテナ船用) [既定計画] A3~A4
埠頭用地68ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設]

東部地区

(15号地)

水深11~12m 岸壁2バース 延長500m
(コンテナ船用) [新規計画] L2~L3
埠頭用地29ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[新規計画]
水深9m 岸壁2バース 延長440m
(RORO船用) [既設の廃止] 旧L1~L2
埠頭用地13ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設の廃止]

中央防波堤地区

(中央防波堤内側)

水深9m 岸壁2バース 延長460m
(RORO船用) [既設] X4~X5
埠頭用地13ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設]

(中央防波堤外側)

水深 1 1 m	岸壁 1 バース	延長 2 3 0 m	
	(コンテナ船用)	[既設] (工事中)	Y1
水深 1 5 ~ 1 6 m	岸壁 1 バース	延長 4 0 0 m	
	(コンテナ船用)	[既設] (工事中)	Y2
水深 1 6 ~ 1 6 . 5 m	岸壁 1 バース	延長 4 0 0 m	
	(コンテナ船用)	[既定計画]	Y3
埠頭用地 5 8 h a	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		
	(うち 5 3 h a 既設)		[既定計画]

(新海面処分場)

水深 1 6 ~ 1 6 . 5 m	岸壁 1 バース	延長 4 2 0 m	
	(コンテナ船用)	[既定計画]	Z1
埠頭用地 4 8 h a	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		
	(うち 4 6 h a 工事中)		[既定計画]

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

南部地区

(大井ふ頭その1)

水深 15 ~ 16 m	岸壁 1 バース (コンテナ船用)	延長 400 m [新規計画]	o8
--------------	----------------------	--------------------	----

東部地区

(15号地)

水深 12 m	岸壁 1 バース	延長 240 m [既設の変更計画]	L1
---------	----------	-----------------------	----

中央防波堤地区

(中央防波堤外側)

水深 16 ~ 16.5 m	岸壁 1 バース (コンテナ船用)	延長 400 m [既定計画]	Y3
----------------	----------------------	--------------------	----

(新海面処分場)

水深 16 ~ 16.5 m	岸壁 1 バース (コンテナ船用)	延長 420 m [既定計画]	Z1
----------------	----------------------	--------------------	----

[国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

東部地区

(15号地)

水深 9 m	岸壁 1 バース (RORO船用)	延長 220 m [既設の廃止]	旧 L2
--------	----------------------	---------------------	------

[海上輸送網の拠点として機能するために必要な臨港交通施設]

臨港道路 南北線 [既定計画]
 起点 臨港道路有明ふ頭連絡線
 終点 臨港道路中防内5号線 4車線

2 大規模地震対策施設

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

内港地区

(竹芝ふ頭)

水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 155 m
		[既定計画] E1

(日の出ふ頭)

水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 155 m
		[既定計画] D1

(晴海ふ頭)

水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 225 m
		[既定計画]

(品川ふ頭)

水深 8.5 m	岸壁 2 バース	延長 460 m
	[既設] (工事中を含む。)	S1~S2
水深 8.5 m	岸壁 1 バース	延長 230 m
		[既定計画] S3

中部地区

(10号地その1)

水深8.5m 岸壁1バース 延長230m
[既定計画] MP2

(10号地その2)

水深9m 岸壁4バース 延長920m
[既定計画] V1~V4

水深9m 岸壁2バース 延長460m
[新規計画] V5~V6

水深8.5m 岸壁1バース 延長270m
[既設] (工事中) VA2

(13号地)

水深11.5m 岸壁1バース 延長240m
[既定計画] AP1

東部地区

(15号地)

次の既定計画を削除する。

(既定計画
水深9m 岸壁1バース 延長220m 旧L1)

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

内港地区

(品川ふ頭)

水深 1.1 m 岸壁 2 バース 延長 550 m
(コンテナ船用) [新規計画] S6～S7

南部地区

(大井ふ頭その1)

水深 1.5～1.6 m 岸壁 4 バース 延長 1,364 m
(コンテナ船用) [新規計画] o1～o3・o7
水深 1.5～1.6 m 岸壁 3 バース 延長 990 m
(コンテナ船用) [既定計画] o4～o6
水深 1.5～1.6 m 岸壁 1 バース 延長 400 m
(コンテナ船用) [新規計画] o8

中部地区

(13号地)

水深 1.3 m 岸壁 2 バース 延長 520 m
(コンテナ船用) [新規計画] A0～A1
水深 1.5 m 岸壁 1 バース 延長 350 m
(コンテナ船用) [新規計画] A2
水深 1.5～1.6 m 岸壁 2 バース 延長 700 m
(コンテナ船用) [新規計画] A3～A4

東部地区

(15号地)

水深1.1～1.2m 岸壁2バース 延長500m
(コンテナ船用) [新規計画] L2～L3

中央防波堤地区

(中央防波堤内側)

水深9m 岸壁1バース 延長230m
(RORO船用) [既設の変更計画] X5

(中央防波堤外側)

水深1.1m 岸壁1バース 延長230m
(コンテナ船用) [新規計画] Y1

水深1.5～1.6m 岸壁1バース 延長400m
(コンテナ船用) [既設] (工事中) Y2

水深1.6～1.6.5m 岸壁1バース 延長400m
(コンテナ船用) [既定計画] Y3

(新海面処分場)

水深1.6～1.6.5m 岸壁1バース 延長420m
(コンテナ船用) [新規計画] Z1

3 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 放置等禁止区域の指定

東京港では、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例（平成14年東京都条例第98号）に基づき、船舶の放置を禁止する適正化区域・重点適正化区域が定められている。

(2) 将来構想

大型クルーズ客船及び外内貿コンテナ船の需要動向等を踏まえ、引き続き埠頭計画の拡張について検討が必要であると想定されるため、次の施設を将来構想とする。

中部地区

(13号地)

クルーズ客船岸壁

中央防波堤地区

(新海面処分場)

コンテナ船岸壁

